

令和4年8月4日

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
山際 大志郎 殿

文化芸術推進フォーラム  
議長 野村 萬

**令和5年度政府予算に占める文化芸術予算割合の拡大と  
豊かな文化芸術活動推進のために公益法人制度の柔軟な運用を  
コロナ禍からの文化芸術の復興に向けて**

平素から文化芸術の振興に一方ならぬご尽力を頂き、深く感謝いたしております。3年に及ぶコロナ禍において、補正予算による文化芸術の継続への支援により、当初の公演中止から観客制限による停滞を経て、徐々に創造と享受の機会が回復しつつあります。しかし、他の業界と比べても大きな打撃を受け、失われたものの回復は十分に成されてはおらず、さらに昨今の感染拡大による公演中止は既存の補正予算では手当出来ないという新たな事態を招いています。

また、公演活動を行う芸術団体の多くは公益法人制度を活用していますが、コロナ禍でその財務基準ゆえに危機対応能力の脆弱さを露呈しました。

令和4年度に緊急の手当を要望するとともに、コロナ禍の影響を吸収し、文化芸術の復興に向けた大きな波を起こしうる、以下の大胆な施策の転換を含め、コロナ禍で高まった文化芸術の価値と役割の重要性に対応するため、政府予算に占める文化芸術予算への割り当て拡大による令和5年度文化芸術予算の大幅な増額及び公益法人の運用の柔軟化を要望いたします。

**<要望事項>**

**1) 芸術団体支援の令和5年度予算倍増を**

芸術創造活動のコロナ禍からの復興を図り、文化芸術施策を効果的に促進するため、個別の芸術団体への支援だけでなく、全国的な視野で人々の芸術享受機会の増大や地域文化の再興を目的とする「アートキャラバン事業」の継続実施など統括団体への支援も拡充し、令和5年支援予算を倍増して頂きたい。

**2) 芸術団体の安定的な運営基盤を強化するため公益法人制度の活用を**

- ① これまで収支相償の原則に基づき、遊休財産が1年分に達していなくても次年度での費消を指導されてきたため、コロナ禍を迎え危機に直面した。この教訓を活かし、公益実施費用額1年分の資金留保が可能であること、また、パンデミックなどにより公演活動で起こる収入変動に備えた特定費用準備資金の積立が可能であること等の指導を徹底して頂きたい。
- ② 緊急事態宣言時に多くの芸術団体は、公演等の中止による収入喪失を乗り切り、組織と公演事業の継続のためやむなく借入を行ったが、この借入金の返済は公益実施費用額としての充当ができず、困難に直面している。公益実施費用額として充当を認めて頂きたい。
- ③ 一般財団法人の純資産が300万円を下回った場合も柔軟に対応して頂きたい。
- ④ 助成型公益法人と事業型公益法人を区分した運用をして頂きたい。

以上